

## 相模原市公用車両車体広告掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市公用車両(以下「公用車」という。)の車体への広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 公用車に掲出できる広告は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (3) 青少年の健全育成に反するもの
- (4) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲出する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲出方法、掲出位置及び枠数)

第3条 広告の掲出は、広告が印刷されたマグネット式シートを公用車の車体に貼り付ける方法により行うものとする。

2 広告を掲出する位置は、公用車の車体の側面1か所で1枠とする。

(広告等の規格)

第4条 広告の規格は、縦350mm、横500mmの長方形とする。

(広告掲出料)

第5条 広告掲出料(以下「掲出料」という。)は、月を単位として計算するものとし、1月当たりの掲出料(以下「月額掲出料」という。)は、1,500円とする。

2 掲出料の計算にあたっては、掲出開始日の属する月から掲出終了日の属する月までの月の数に、月額掲出料を乗じて算出するものとする。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間(広告の掲出及び撤去の作業に要する期間を含む。)は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間において、市長が認める期間とする。

(掲出希望者の募集)

第7条 広告の掲出を希望する者(以下「掲出希望者」という。)の募集は、広報さがみはら、相模原市のホームページ等で公募するものとする。

2 掲出希望者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止期間中の者
- (3) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等と認められる者又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者
- (4) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められる者
- (6) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められる者
- (7) 個人市民税又は法人市民税を滞納している者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、公用車に広告を掲出することが適当でないとして市長が判断した者  
(広告掲出の申込み)

第8条 掲出希望者は、相模原市公用車両車体広告掲出申込書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

- (1) 事業内容を明らかにする書類
- (2) 市長が別に定める審査基準に基づいた広告案  
(広告掲出の決定)

第9条 市長は、第2条の規定及び前条第2号に規定する審査基準に基づき、広告掲出の可否を決定する。ただし、掲出申込者の数が、第3条第2項に規定する広告の枠数を超えたときは、市長が別に定める方法により、抽選を行う。

2 市長は、広告掲出の可否を決定したときは、その結果について、掲出希望者に相模原市公用車両車体広告掲出可否決定通知書(第2号様式)により通知する。  
(広告案の内容、デザイン等の審査)

第10条 提出された広告案の内容、デザイン等については、相模原市有料広告掲出に関する指針(平成16年4月21日施行)に定める広告審査会に諮り、承認を受けるものとする。

(広告案の内容、デザイン等の変更要求)

第11条 市長は、広告案の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)に対してその内容、デザイン等の変更を求めることができる。

(広告原稿の提出)

第12条 広告主は、市長が指定する期間内に、市長が指定する仕様による広告原稿を提出しなければならない。

(掲出料の納付)

第13条 広告主は、市長が指定する期間内に掲出料を納付しなければならない。

(広告掲出の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲出料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 第11条の規定による広告案の内容、デザイン等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公用車への広告掲出が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲出を取り消した場合は、納付済みの掲出料は返還しない。

(広告掲出の中止)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を中止するときは、相模原市公用車両車体広告掲出中止申出書(第3号様式)により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲出を取り下げた場合は、納付済みの掲出料は返還しない。

(広告主の希望による広告の内容、デザイン等の変更)

第16条 広告主は、掲出期間の途中において、広告の内容、デザイン等の変更を申し出ることができるものとする。

2 広告の内容、デザイン等の変更を希望する広告主は、相模原市公用車両車体広

告掲出内容変更申出書(第4号様式)に変更後の広告案を添えて、変更を希望する日の1か月前までに市長に申し出なければならない。

- 3 市長は、変更後の広告案の内容、デザイン等について、第10条に規定する審査の結果に基づき掲出の可否を決定し、その結果について、掲出希望者に相模原市公用車両車体広告掲出内容変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(費用負担)

第17条 広告が印刷されたマグネット式シートの作製、掲出及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

- 2 相模原市屋外広告物条例(平成14年相模原市条例第56号)による許可申請等は、広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担するものとする。

(掲出料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により市長が広告を掲出できなかったときは、納付済みの掲出料を広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する掲出料は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 掲出期間開始前 既納の額の全額

(2) 掲出期間開始後 既納の額のうち、掲出できなくなった日の属する月の翌月から掲出終了日の属する月までの額を還付する。

- 3 掲出料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求しなければならない。
- 4 還付する掲出料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。